

# 参 考 資 料

## 【 目 次 】

資料1. 基本計画策定経過	2
資料2. 恵庭市除排雪要項	4
資料3. 恵庭市の現況と市民意向	6
資料4. 除雪出動及び実施基準他	9
資料5. 恵庭市の冬期道路管理基準	11
資料6. 除排雪車両について	12
資料7. 除雪サービス事業（福祉除雪）について	13
資料8. 道路への雪出しの禁止に関する法律	14
資料9. 路上駐車禁止に関する法律	16

# 資料 1 基本計画策定経過

## 1. 恵庭市雪対策市民会議の開催趣旨

恵庭市の総合的な雪対策を行うために策定する「恵庭市雪対策基本計画」に関して、冬期間の市民生活に密接に関係する各分野や市民からの委員により、様々な視点で検討を行い「恵庭市雪対策基本計画に関する提言書」を策定するために「恵庭市雪対策市民会議」が設立されました。

(市民会議委員)

役職	氏名	所属団体など
議長	小山 茂	学識経験者
副議長	平沼 淳	学校関係
委員	石崎 光重	消防関係
	大塚 浩	除雪関係
	嘉屋 和良	ごみ収集・運搬関係
	北林 優	町内会関係
	金田一 秀美	交通（バス）関係
	後藤 美江	市民
	船田 清	社会福祉関係
	若生 めぐみ	警察関係

(委員氏名：50音順に記載)

## 2. 市民会議開催状況

- 第1回 恵庭市雪対策市民会議  
日時 令和4年8月9日（火） 午後3時から  
場所 恵庭市役所本庁舎3階 第2・第3委員会室  
会議内容 恵庭市の除雪の現状説明、基本計画策定背景説明、質疑応答  
議事概要 市による除雪概要、計画策定の背景の説明
  
- 第2回 恵庭市雪対策市民会議  
日時 令和4年9月12日（月） 午後3時から  
場所 恵庭市役所本庁舎3階 第1委員会室  
会議内容 恵庭市の現況について、各委員からの意見について  
議事概要 除雪出動回数や財政状況の説明、除排雪に関する問題の提起
  
- 第3回 恵庭市雪対策市民会議  
日時 令和4年11月11日（金） 午後3時から  
場所 恵庭市役所本庁舎3階 第2・第3委員会室  
会議内容 雪対策に関する市民アンケートの集計結果について  
議事概要 アンケート集計結果の評価
  
- 第4回 恵庭市雪対策市民会議  
日時 令和4年12月21日（水） 午後3時から  
場所 恵庭市第2庁舎2階 大会議室  
会議内容 雪対策基本計画提言書（案）の質疑応答  
議事概要 大雪時のごみ出しのルールについて周知・啓発を行う、大雪に伴う交通渋滞における対応方法の確認
  
- 第5回 恵庭市雪対策市民会議  
日時 令和5年1月20日（金） 午後3時から  
場所 恵庭市第2庁舎2階 大会議室  
会議内容 基本計画提言書内容についての最終確認  
議事概要 変更内容の説明・確認

# 資料 2 恵庭市除排雪要領

## 第1条 目的

恵庭市が管理する道路等の除雪排雪作業等の実施により交通の早期確保を目的とする。

## 第2条 除雪

### 1. 出動基準

降雪量が10cm以上になった場合、あるいは連続降雪、風雪による吹溜り及びわだち等が生じた場合は、随時出動する。

### 2. 実施基準

夜間における連続降雪の場合は、原則として午前7時迄に作業を終了するものとし、昼間の連続降雪の場合は、交通機関の運行前及び車のラッシュ時前に実施する。吹雪の時等は、天候の回復を待って実施する。

### 3. 除雪の順位

除雪の必要を認められた時は、次の除雪種別路線の順位に基づき行き、最初規定時間迄1車線を確保し、降雪状況を判断しながら逐次拡幅除雪を実施する。

### 4. 除雪路線の種類

#### ・第1級除雪路線

主要幹線及びバス路線であって、交通量が特に多いと思われる市道

#### ・第2級除雪路線

通勤・通学・防火に必要な路線であって交通量が特に多いと思われる市道

#### ・その他除雪路線

第1級・第2級以外の市道、公共施設及び交通量が多く公共性を有すると認められる通過交通のできる私道

## 第3条 歩道除雪

1. 歩道除雪については、歩道幅員・構造に応じ機械(歩道ロータリ車・グレーダ)及び人力で除雪する。

### 2. 歩道除雪の順位

第1級歩道除雪路線 通学用道路

第2級歩道除雪路線 その他の一般道路

## 第4条 排雪及び雪堆積場

### 1. 排雪

排雪については、降雪の状況により随時対応していくものとする。

### 2. 雪堆積場

雪堆積場については、別紙図面のとおりとし、雪の堆積に支障のないよう常に雪堆積場内の整備を行うものとする。(委託業者のブルドーザ)

#### 第4条 豪雪時の対応

豪雪時は、市・民間業者ならびに自衛隊の出動を要請し、三者一体となって対応する。

附則

〔施行期日〕

1. この要綱は、平成4年12月1日から施行する。
2. この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

# 資料 3 恵庭市の現況と市民意向

## 1. 恵庭市の現況

### (1) 位置と地形、気象

面積：294.65 平方キロメートル

※道内の他市と比較すると留萌市（298 平方キロメートル）とほぼ同面積です。石狩管内では、千歳市（595 平方キロメートル）の約半分で、北広島市（119 平方キロメートル）の約 2.5 倍です。

平均気温 7.4℃ ※

最高気温 31.7℃ ※

最低気温 -22.0℃ ※

降水量 1086.5mm ※

最深積雪深 80.6cm ※ ※H24～R3 の平均

### (2) 人口・世帯数

人口：70,153 人（男 34,158 人・女 35,995 人）（R3.9 月末）

世帯数：34,465 戸（R3.9 月末）

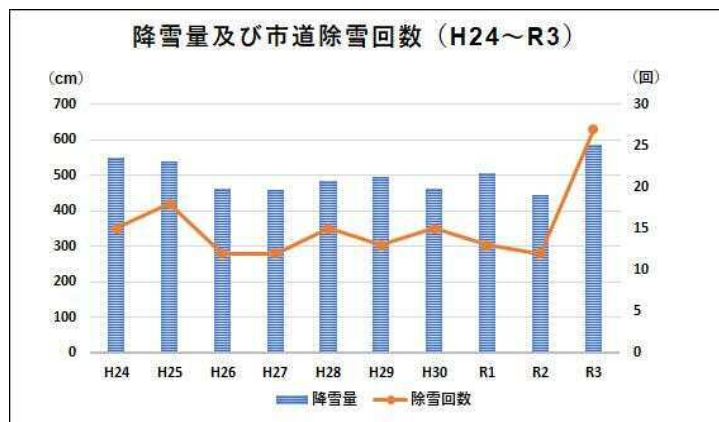


恵庭市は、昭和 55 年の恵庭ニュータウン・恵み野の分譲開始以来、都市化が進み昭和 62 年に 50,000 人を達成し、平成 5 年に 60,000 人を達成し、令和元年には 70,000 人を達成するなど人口も増加してきましたが、その後、増加のペースも鈍化し近年では微増にとどまっています。

将来的には人口も減少に向かうという人口予測も出され、全国的な傾向と同様に、恵庭市においても確実に少子高齢化が進んでおり、今後は高齢化がより一層進むという推計がされています。

### (3) 降雪状況と市道除雪出動回数

本市における累計降雪量の平均は約 499 cm、除雪の平均出動回数は約 15 回となっています。（H24～R3 の平均）



※左図（グラフ）は、積雪量ではなく降雪量の推計データです。

### (4) 市の財政状況と除雪費

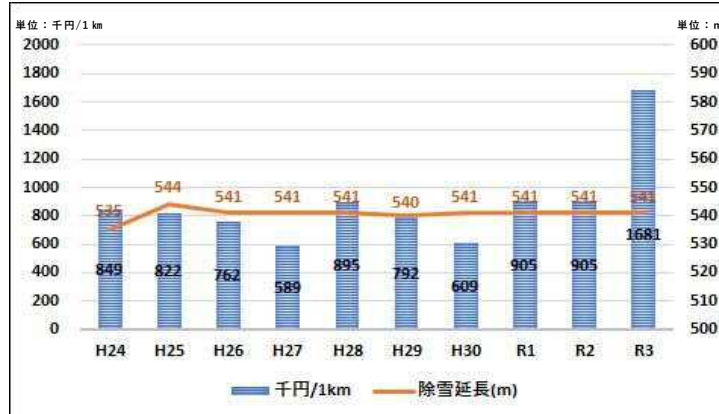
恵庭市の財政状況は、景気の後退やそれに伴う税収の落ち込み、また近年では震災の影響など、今後も続くと見込まれる厳しい財政状況の中であって、200～400 億円で推移しています。

除雪関連に要する費用については、令和 2 年までは、降雪等の状況に影響をうけますが 3～5 億円の間で推移しておりましたが、令和 3 年は豪雪等の影響もあり、約 9 億円と過去最高額となっております。



(5) 除雪延長と1km当りの除雪費の推移

恵庭市の除雪延長については、車道に関しては平成24年の約535kmから令和3年では541kmとなり、歩道に関しては181kmから191kmと、それぞれ約6km、約10kmの増加となっています。1km当りの除雪費については、令和2年まで60~90万円程度で推移しておりましたが、令和3年は約170万円となっております。



(6) 労務単価の上昇について

除雪作業に係る労務単価についても、例年上昇しています。(令和3年度時点)

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料2

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

(出典：国土交通省「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」について)



# 資料 4 除雪出動基準及び実施基準

## (1) 除雪出動及び実施基準他

出動基準：降雪量が10cm以上の降雪があった場合、風雪による吹きだまりが発生した場合。但し、道路交通に支障が無い場合は、この限りではない。

実施基準：夜間における連続降雪の場合は、原則として午前7時までに作業を終了するものとする。

昼間の連続降雪の場合は、交通機関の運行前及び車のラッシュ時前に実施する。

※ただし、気温が高く融雪が進む場合や、車の走行ですでに圧雪状態である場合、通勤通学時間等に重なる場合は出動を見合わせる場合があります。また、吹雪の時など視界不良の時は、作業中に事故の恐れがあるため、天候の回復を待って出動します。

## (2) 路面凍結防止散布

冬期間の円滑な交通を確保するため、路面凍結対策を実施するに当たり、次により散布箇所の設定基準を設ける。

1. 交通量及び道路状況、並びに路面確認により、次の区分に該当する場合の設定とする。

### (1) 車道散布設定基準

- ① グレーダによる除雪路線（主要幹線、バス路線等）
- ② 勾配4%以上の坂道及びカーブのある箇所
- ③ 踏切及び立体交差部分
- ④ 交通量が比較的多く、日陰等により路面凍結が生じる交差点
- ⑤ 上記以外に凍結路面による交通事故の多発路線及び交差点

※上記による散布路線は、別紙車道路面凍結防止散布調書による。その他の場合については、状況に応じて随時対応する。

### (2)

- ① 通学路で路面凍結が生じる歩道
  - ② 駅、病院等に連絡している歩道
  - ③ 歩行者が比較的多く、日陰等により路面凍結が生じる歩道及び横断歩道
- ※上記による散布路線は、道路状況を確認して対応する。

2. その他

町内会及び市民等から散布要望があった場合、現地確認して、その都度対応する。

### (3) 路面凍結防止散剤散布要領

#### 1. 散布基準（車道・交差点・歩道）

##### (1) 基本散布

- ① 当日の気象状況、路面状態などから路面凍結の発生が予想される場合。（気温が0度以下と予想される場合）
- ② 降雪量が除雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され、路面が凍結化する恐れのある場合。
- ③ 日中の降雪や融雪により、路面及び圧雪面が湿潤状態になり、再凍結の恐れがある場合。

#### 2. 散布方法

##### (1) 車道路線

- ① 散布路線の交差点手前20mに散布し、路面状況により全線散布とする。
- ② 坂道・アンダーパスおよび跨線橋は、路面状況により全線散布とする。
- ③ 交差点及び踏切の散布は、交差点・踏切手前5mに散布し、路面状況により散布延長を伸ばし散布する。
- ④ 定置式凍結防止剤散布装置（まきえもん、ジェット太くん）設置箇所については、散布時間・温度・散布量等を設定し、自動散布する。

##### (2) 歩道路線

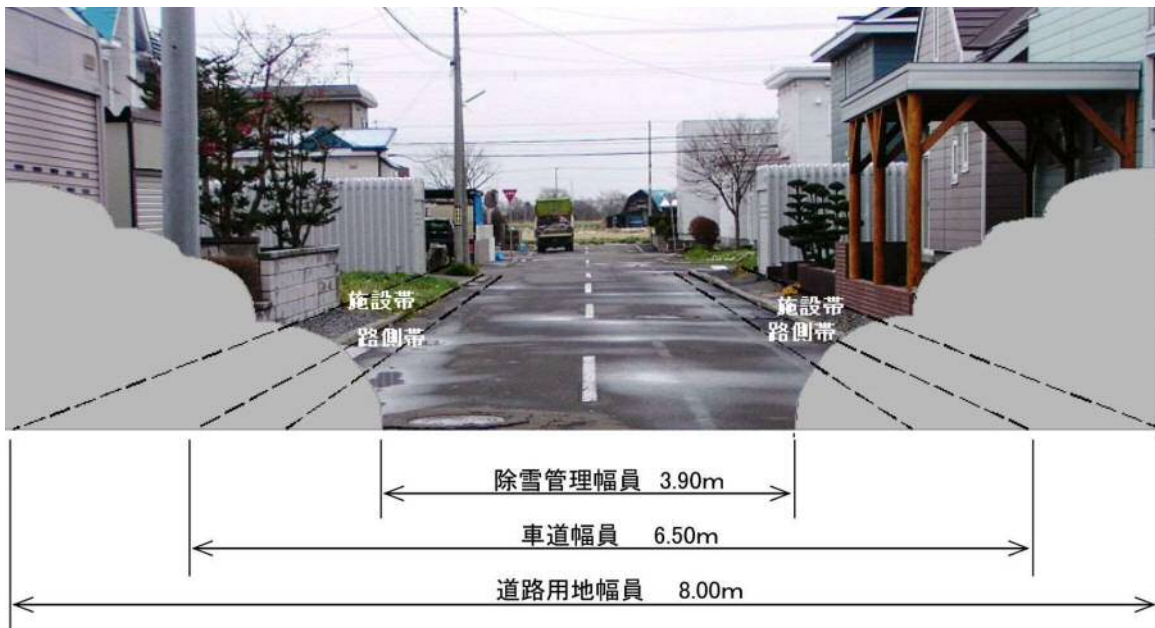
- ① 勾配のある歩道は全線散布する。
- ② 横断歩道の散布は、手前2mに散布し、歩道の利用状況により散布範囲を拡大する。

# 資料 5 恵庭市の冬期道路管理基準

道路種別	管理基準		
	道路幅員	圧雪厚さ	管理幅
幹線道路	20m以上	5cm程度	車道幅員*の70%以上
幹線道路・補助幹線道路	10m以上20m未満	10cm程度	車道幅員*の65%以上
生活道路	10m未満	15cm程度	車道幅員*の60%以上

注) 大雪の場合は、この基準を適用せず、幹線道路を中心に交通機能の確保を優先します。

○例 標準的な8.0mの生活道路であれば、車道幅員は6.5mとなっています。  
除雪管理幅員としては  $6.5m \times 60\% = 3.9m$  となります。



## 資料 6 除排雪車両の紹介



除雪ドーザー

キャタピラではなくタイヤで動く。小回りがきき、狭い場所の雪をかき出すことができます。



除雪トラック

車両前方の大きな鉄の板(ブラウ)で、雪を押し出すことができます。



除雪グレーダー

車の下に付いた、のこぎり状の硬い鉄の板で、路面の雪や氷を削り取ります。



ロータリ除雪車

オーガという回転する装置で雪山を削り、シュートという煙突型の装置で雪を飛ばします。



ダンプトラック

ロータリ除雪車によって、積み込まれた雪を、雪堆積場まで運搬します。



凍結防止剤散布車

凍結防止剤を搭載し、路面凍結が酷い箇所や信号交差点、踏切、橋梁部に散布します。

# 資料 7 除雪サービス事業（福祉除雪）について

福祉除雪は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

### 利用までの流れ

- ① 申請
- ② 審査
- ③ 結果通知
- ④ 負担金支払い
- ⑤ 利用開始

① 社会福祉協議会へ申請書を提出 ② 申請内容を審査（訪問調査等）  
 ③ 決定等の結果を郵便でお知らせ ④ 利用者負担金支払い（後述）  
 ⑤ 利用開始は負担金の支払い確認後となります。確認後、除雪実施者（町内会やNPO法人等の本会が委託した団体）からご連絡いたします。

### 利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。（一冬あたり）

①生活保護世帯	無料
②市民税非課税世帯	5,000円
③市民税課税世帯	10,000円

※決定通知送付の際に、負担金の納付書を同封します。納付書記載の期限内にお支払いください。  
 ※令和5年2月1日以降に利用開始の場合、負担金は半額とします。  
 ※利用がないまま中止した場合、全額返還します。（要申請）  
 ※令和5年1月31日までに利用中止の場合、半額返還します。（要申請）

**【お問い合わせ先・申請先】**  
 社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課  
 TEL：32-0007 FAX：29-5833  
 住所：〒061-1446 恵庭市末広町124番地

### 令和4年度 恵庭市社会福祉協議会高齢者等 除雪サービス事業のご案内

この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

**社会福祉法人  
恵庭市社会福祉協議会**

### 除雪の内容

- 除雪の実施期間  
令和4年11月から令和5年3月まで
- 申請書の受付期間  
令和4年9月1日から令和4年9月30日まで

※ 申請書の提出は随時受け付けていますが、11月1日からサービスを受けるためには、上記の期間内に申請書を提出する必要があります。

- 除雪の範囲  
玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

※ 自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。  
 （物置として利用しているため車庫前除雪を希望したい等の、単に生活の利便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。）  
 ※ 市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分（階段等）の除雪は行いません。

- 除雪を実施するとき  
原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合（目安として10cm程度の積雪）で、当日中に行います。

※ 作業時間の指定はできません。また、大量の降雪時や吹雪の際は作業する方の危険を伴うため行いません。

### 利用対象者

①～③全ての要件を満たした場合に対象となります。

- ① 市内の自宅に居住していること  
※ 自宅以外（入院中や介護保険施設等）への居住は、原則対象となりません。
- ② 世帯員全員が「65歳以上」であり、「身体上の理由により自力除雪ができない」こと  
※ 自力除雪の可否は、本人の疾病（通院・投薬）や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。  
※ 85歳以上の方は、自力除雪が困難と判断します。  
※ 世帯に就労者がいる場合は、原則対象となりません。  
※ 除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。
- ③ 他に除雪を依頼できないこと  
※ 支援を依頼できる肉親（子・きょうだい等）や友人が、同一町内にいる・500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。

※ 利用者負担金については、裏面をご覧ください。

（恵庭市社会福祉協議会ホームページ：<http://eniwa-syakyo.or.jp/index.html>）

※掲載しているのは、令和4年度版

## 資料 8 道路への雪出しの禁止に関する法律

道路への雪出しは、以下の法律で禁止されています。

### 【 道路法 】

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

### 【 道路交通法 】

第一節 道路における禁止行為等（禁止行為）

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
- 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(罰則 第三項については第百十九条第一項第十二号の四、第二百二十三条 第四項については第百二十条第一項第九号)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 十二の四 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 九 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

**【 道路交通法施行細則 】**

(道路における禁止行為)

第 19 条 法第 76 条第 4 項第 7 号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (2) みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。

## 資料 9 路上駐車に関する法律

路上駐車は「自動車の保管場所の確保等に関する法律」で禁止されています。

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第十一条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 一 自動車は道路上の同一の場所に引き続き 12 時間以上駐車することとなるような行為
- 二 自動車は夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き 8 時間以上駐車することとなるような行為

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けた者
- 二 第十一条第二項の規定に違反した者